

令和7年度
財政援助団体等監査結果報告書

和泉市監査委員

頁数には表紙・目次等を含みます。

監査報告第8号

令和8年2月9日

和泉市長 辻 宏康 様
和泉市議会議長 山本 秀明 様

和泉市監査委員 船 富 康 次

和泉市監査委員 埴 田 英 伸

令和7年度財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和7年度の財政援助団体等監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

	頁
第1 監査の種類	4
第2 監査対象団体、監査対象事業及び市の所管部署	4
第3 監査の対象年度	4
第4 監査の主な着眼点	4
第5 監査の実施内容	4
第6 監査等の実施日程及び場所	4
第7 法人概要	5
第8 監査の結果	7
第9 意見	9

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

第2 監査対象団体、監査対象事業及び市の所管部署

監査対象団体：社会福祉法人 和泉市社会福祉協議会

監査対象事業：指定管理者制度・・・和泉市立総合福祉会館及び
和泉市立北部総合福祉会館
補助事業・・・・・・・・社会福祉協議会補助金
ふれあい見守り事業補助金

市の所管部署：福祉部福祉総務課

第3 監査の対象年度

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

第4 監査の主な着眼点

- 1 出納その他の事務の執行は、関係する法令や条例等に基づいて適切に行われているか。
- 2 市の所管部署が期待する効果を得るために、業務を実施するにあたって最適な実施方法を選択しているか。
- 3 業務を遂行するにあたって、業務の方向性について十分に市の所管部署と連携して遂行しているか。
- 4 ガバナンス体制は、十分に構築されているか。
- 5 市からの補助金や指定管理料等を財源とした事業は、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。

第5 監査の実施内容

監査にあたっては、和泉市監査基準第16条の規定に基づき、質問・閲覧等の方法により実施した。なお事前調査については、「一般社団法人行政経営支援機構」に委託した。

第6 監査等の実施日程及び場所

- 1 実施日程：令和7年10月23日から令和7年12月26日まで
- 2 実施場所：市役所会議室、和泉市立総合福祉会館及び和泉市立北部総合福祉会館

第7 法人概要

1 調査対象団体の概要

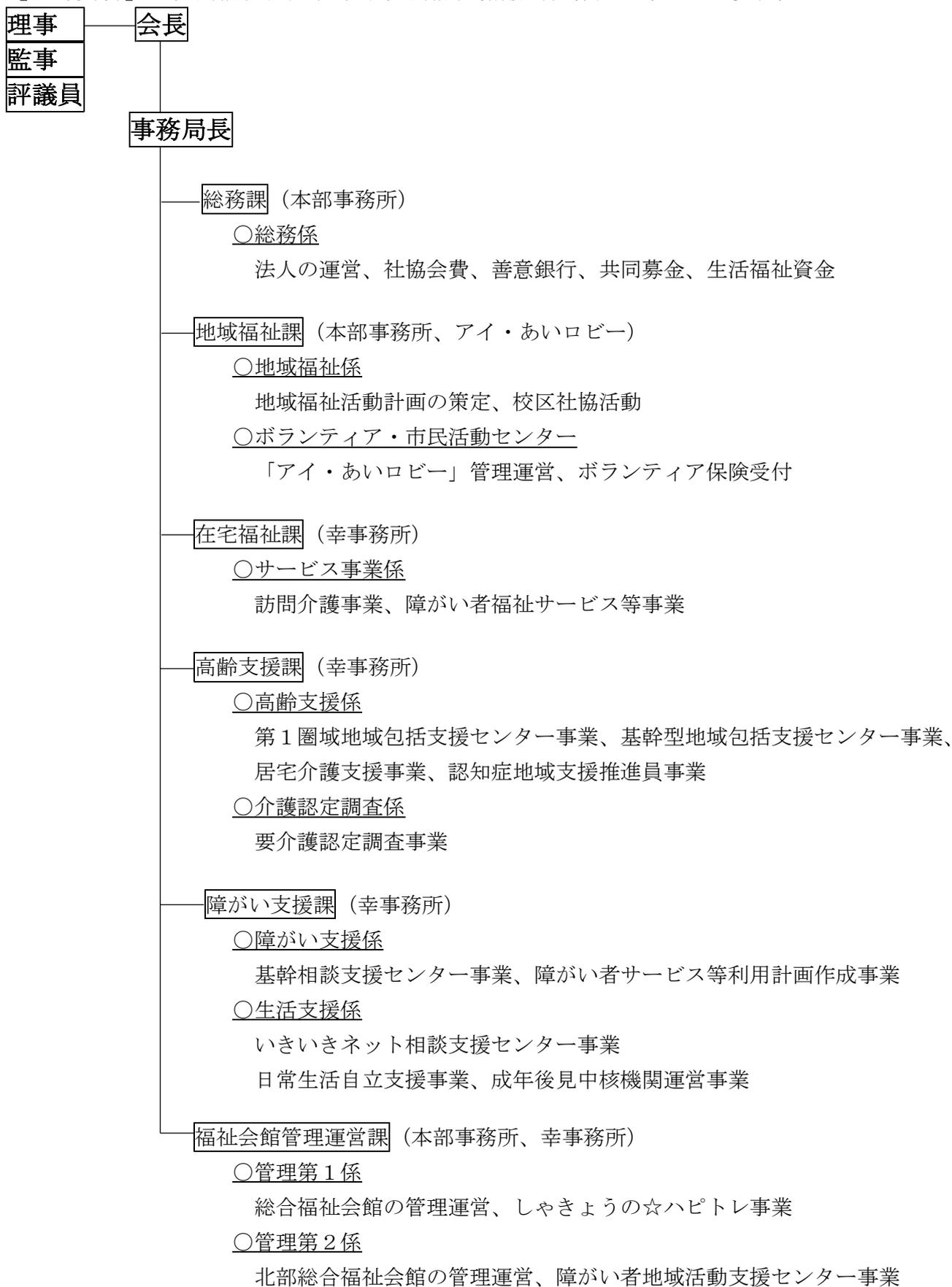
(ア) 設立目的

社会福祉法人和泉市社会福祉協議会（以下、「和泉市社会福祉協議会」という。）は昭和26年3月に制定された社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に基づき、地域住民の福祉の向上を図ることを目的として昭和43年に社会福祉法人として設立された。

(イ) 概要

項目	内容
設立年月日	昭和43年12月5日
所在地	大阪府和泉市府中町四丁目20番4号
人員数	評議員35名、監事2名、理事15名 事務局84名（内、正規職員32名、準職員21名、臨時職員31名） （令和7年4月1日現在）
主な事業内容	① 地域住民の自主的な活動を支援することによる地域福祉活動の推進 ② 高齢者、障がい者、生活困窮者などからの相談に応じた支援の実施 ③ ボランティア活動の推進 ④ 総合福祉会館や北部総合福祉会館などの福祉施設の運営 ⑤ その他法人の目的を達成するために必要な事業の実施
補助金交付内訳	101,823,426円（令和6年度決算） ・社会福祉協議会補助金：99,452,199円 ・ふれあい見守り事業補助金：2,371,227円
公の施設の管理	119,604,563円（令和6年度決算） ・総合福祉会館：54,037,437円 ・北部総合福祉会館：65,567,126円

【参考資料】 社会福祉法人和泉市社会福祉協議会組織図 (R7. 4. 1 現在)



第8 監査の結果

結果は次のとおりである。

1. 指定管理者制度

(ア) 個人情報の適切な保護について【総合福祉会館】

事務室における個人情報の管理状況を確認したところ、館内で実施している個別事業に係る利用者名簿が施錠のできない棚に保管されていた。

利用者名簿を施錠できるキャビネットに保管するなど、「和泉市立福祉会館の管理運営に関する基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）第19条等に基づき、個人情報の適切な保護に努められたい。

(イ) 再委託の承認申請について【総合福祉会館及び北部総合福祉会館】

「和泉市立福祉会館管理運営業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）の「10 再委託の制限」によると、指定管理者は、業務の一部（自主事業に属する業務を含む。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合には、事前に市の承認が必要になるが、承認申請がなされていなかった。

再委託の実施状況について、市へ事後的に報告をしているものの、事前の承認申請を徹底されたい。

(ウ) 備品購入に係る報告について【総合福祉会館、北部総合福祉会館及び福祉総務課】

仕様書の「13 物品の帰属」によると、「備品を購入（廃棄）した場合、年度終了後の事業報告書と共に報告する。」と定められている。

しかし、総合福祉会館において令和6年5月30日に取得したパソコン3台について、指定管理者が市に報告する「令和6年度総合福祉会館備品異動状況」に記載されていない。

その他に報告が必要な備品購入がないか確認の上、適切に市に報告されたい。

また、市においては、当該パソコンの取得について口頭で説明を受けており、取得の事実を認識しているが、備品シールを当該備品に貼付していない状態であった。市の備品管理について備品シールを貼付するなど適正な管理に努められたい。

2. 補助事業

再補助実施団体の支出に係る領収書について【和泉市社会福祉協議会】

小地域ネットワーク事業では、和泉市社会福祉協議会は市から受領した補助金を原資として和泉市内21校区の校区社会福祉協議会（いきいきサロンや子育てサロン等を含む）へ再補助を実施している。そのうち5校区の校区社会福祉協議会（サロン）の支出及び添付されている領収書等を確認したところ、次のような不備が発見された。

【再補助実施団体における領収書の不備】

不備の内容
講師等への報酬や車代を支払った際に発行したと思われる領収書が添付されているが、受領者の署名がなかった。
使用内容の記載のない領収書が添付されていた。
業者印や担当者印のない領収書が添付されていた。
発行者名の記名押印のない領収書が添付されていた。
プリペイドカード購入の領収書について、サロン活動に使用したことが確認できる資料が添付されていなかった。
紛失した領収書の代わりに、校区長の記名押印のある使用明細書が添付されていた。
研修等補助対象経費としてバス代の領収書を添付しているが、研修等内容が確認できる実績報告書が添付されていなかった。

上記のように、業者が発行したものか否か、受領者が受け取ったのか否か、補助対象経費とすべき内容なのか否かの確認ができない領収書が散見された。

そのため、補助金交付対象として認められる領収書の要件を定めて、各サロンに周知徹底する必要がある。

また、領収書を紛失した場合には、例えば、申請者、校区長の承認の上、会計の確認を得ることを必須とする所定の様式を作成の上、当様式によるもののみ認める等、申請者を明確にした上で2人以上の別者の確認を経ていることが確認できるように対策を講じることが望まれる。

第9 意見

1. 指定管理者制度

施設の安全性の確保について【総合福祉会館、北部総合福祉会館及び福祉総務課】

総合福祉会館では、令和7年7月16日の建築基準法第12条に基づく定期点検において、防火シャッターに危険防止装置がないことについて指摘（既存不適格）がなされていた。危険防止装置は防火シャッターに人が挟まれるなどの重大事故を防ぐための機能であり、利用者等の安全性確保の観点から懸念がある。しかしながら、実地調査当日においても、当該防火シャッターの改修について見積書が徴収されていなかった。

また、総合福祉会館及び北部総合福祉会館のいずれにおいても、過去に外壁タイルの欠落が確認され、利用者等の安全性確保の観点から懸念が見られた。

本格的な対応には多額の予算が必要になることが想定されるが、市と指定管理者で連携・協議しながら対応可能な措置を検討されたい。

2. 補助事業

(ア) 退職給付の積立金について【和泉市社会福祉協議会】

和泉市社会福祉協議会の決算において、中小企業退職金共済への掛け金支出を除いた退職給付の積立金が全額本部拠点区分に計上されている。

適正な事業費算定のため、退職給付が発生している各拠点区分及びサービス区分へ退職給付の積立金を計上することが望まれる。

(イ) 事務効率化の推進について【和泉市社会福祉協議会及び福祉総務課】

本補助金は和泉市社会福祉協議会の収支の不足を補うという団体補助の性質が強く、地方自治法第2条第14項の趣旨である「最少の経費で最大の効果」を果たすためには、収支不足を補うという補助そのものでは、経費効率化のインセンティブがあまりないと考えられる。

今般の監査の過程において、和泉市社会福祉協議会の伺い書類を閲覧したが、例えば1万円程度の支出に対して印鑑（決裁及び回覧）が8個並んでいたりするなど、事務の効率化が一定程度可能と考えられる状況が見受けられた。事務の効率化のためには、各種事務に要している時間を調査した上で、検討の効果が高い事務の効率化対応等を議論していくことが有用と考えられる。

和泉市社会福祉協議会においては、事務の効率化について検討されたい。また、市においては、このような効率化検討について継続的に指示・指導を行われたい。

**(ウ) 小地域ネットワーク事業に係る補助金の使途について 【和泉市社会福祉協議会
及び福祉総務課】**

小地域ネットワーク事業は、小学校区を単位とし、地域の高齢者・障がい者（児）、子育て中の親子など、地域住民による支え合いとつながりづくりの活動を行うことで、生活上の困りごとの早期発見や早期解決等が期待できる事業であり、和泉市から交付された補助金を原資として校区社会福祉協議会に再補助を実施している。

引き続き、各校区単位の活動が、ひとりでも多くの方に認知され、利用してもらえるように周知されると共に、運営についても、本補助金の趣旨に沿った内容となっているかどうか、確認されたい。